

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年7月9日（平成30年（行個）諮問第126号ないし同第128号）

答申日：平成30年9月12日（平成30年度（行個）答申第96号ないし同第98号）

事件名：相談対応票に添付された本人からの行政相談が記載された文書の利用  
不停止決定に関する件

相談対応票に添付された本人からのインターネットによるメールの利用  
不停止決定に関する件

相談対応票に添付された本人からの行政相談内容を供覧した文書の利用  
不停止決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」ないし「本件対象保有個人情報3」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、利用不停止とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく各利用停止請求に対し、平成30年3月27日付け北海相第26号（同年（行個）諮問第126号の関係。以下、同諮問事件を「諮問第126号」という。）、同日付け北海相第27号（同年（行個）諮問第127号の関係。以下、同諮問事件を「諮問第127号」という。）及び同年5月8日付け北海相第52号（同年（行個）諮問第128号の関係。以下、同諮問事件を「諮問第128号」という。）により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った各利用不停止決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、審査請求人が提出した各保有個人情報利用停止請求書（その内容は別紙の2のとおり。）のとおり本件対象保有個人情報の利用停止を求める。

#### 2 審査請求の理由

本件各審査請求の理由は、諮問第126号ないし諮問第128号に係る各審査請求書及び各意見書によれば、おおむね以下のとおりである。なお、各添付資料については省略する。

(1) 各審査請求書

ア 審査請求書 1 (諮問第 1 2 6 号)

保有個人情報利用停止請求書の理由(別紙の 2 (1) イ)のとおり。  
法 3 8 条

行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

イ 審査請求書 2 (諮問第 1 2 7 号)

「別紙の 2 (1) イ」を「別紙の 2 (2) イ」とするほかは、上記アと同じ。

ウ 審査請求書 3 (諮問第 1 2 8 号)

特定年月日 A 付け特定文書番号 A で、審査請求人が特定年月日 B に送信した(北海道管区行政評価局は特定年月日 C 送信と主張している)行政苦情 1 1 0 番メールを「当初の利用目的を達成したため。」という理由で利用停止・消去しているから(特定職員 A がねつ造したメールではなく、審査請求人が実際に送信したメールの案件)。

前回：特定年度 A 相談対応票フォルダー(仮称)に相談対応票を保管。

特定年度 A 行政苦情 1 1 0 番メール(仮称)に行政苦情 1 1 0 番メール原本を保管。

今回：特定年度 B 相談対応票フォルダー(仮称)に相談対応票を保管。

行政苦情 1 1 0 番メールを PDF ファイルで相談対応票の添付資料とした。

特定年度 B 行政苦情 1 1 0 番メール(仮称)に行政苦情 1 1 0 番メール原本を保管。

(注) 特定職員 B が保管場所は教えないと嫌がらせをするので正式名称は分からないので仮称としている。

① 特定職員 C によれば、PDF ファイルで相談対応票の添付資料として一体的に保管したので前回と違い利用停止消去できないとしている。

しかしながら、前回は行政苦情 1 1 0 番メール原本を消去していることから、今回も同様に行政苦情 1 1 0 番メール原本を消去できる。そして、PDF ファイルの行政苦情 1 1 0 番メールは保

管しておけばよい。

- ② 行政苦情110番メール原本を利用停止・消去できないとすれば、PDFファイルは行政文書管理ガイドラインで原本があれば1年未満で廃棄する行政文書に該当するので、廃棄できる。また、北海道管区行政評価局が受信した審査請求人からのインターネットによるメール及び当該メールに添付された審査請求人からの行政相談が記載された文書があるのでそれを所定の様式に複写したもの（PDFファイル行政苦情110番メール）は相談対応票の添付資料とする必要はなく利用停止・消去できる。

どちらの方法でも、前回と同様に行政苦情110番メールは利用停止・消去できる。

できないとすれば、前回は虚偽公文書作成（利用停止できない案件を、特定職員Cは起案文書の伺い文に利用停止できる根拠を記載せず、局長に利用停止できる根拠を口頭で説明し、情を知らない局長をして利用停止できると誤信させ決裁させ、内容虚偽の利用停止する旨の決定書を決裁させた事案）ということになり、特定職員D、特定職員C、特定職員E、特定職員Fは1年以上10年以下の懲役刑になる。

## (2) 各意見書

### ア 意見書1（諮問第126号）

#### 利用停止の理由

特定職員Aの説明では、相談対応票の添付書類ではないから。相談対応票と一体のものではないから。

理由：特定職員Aからの別添メールの要約

A 審査請求人が行政相談に当たりお持ちいただいた資料

B インターネットにより送付いただいたご相談内容の記載された資料

ABに基づき、相談対応票の「件名」及び「相談内容」欄に要点を簡潔に整理して記載しており、相談対応票の添付資料としては保有していません。

C 審査請求人の相談内容及び札幌法務局が審査請求人宛てに送付したメール本文がそのまま記載されている資料

Cは以後の当局での調査の必要等を考慮し保有して相談対応票の添付資料として保有している。

ゆえに、本件のメール（Bと同様のもの）は相談対応票の添付資料ではない。

特定職員Aは、相談対応票のみを開示した②審査請求人が送信したと主張するメールは、開示文書ではないが情報提供すると言って、行政相談が記録されたメールをPDFファイルで送った。その後、特定

職員Gの案件で開示文書であることが判明し、①インターネットによるメール（発信時間記載のもの）を追加開示した。その後、特定職員Hの案件で③「所定の様式に複写したもの（いわゆる行政苦情110番メール）」が存在することを審査請求人が知ったので③を追加開示した。同時に②審査請求人が送信したと主張するメールを追加開示した。

メールをねつ造していなければ、最初に③をPDFファイルで送信したはずである。①②は③に複写した後廃棄するので、存在しないものである。現に、特定職員Hの案件では①②は廃棄済みで存在しない。③のみを開示した。

理由説明書1（下記第3の1）（4）アへの反論

特定職員Aの説明によれば、相談対応票の添付資料にするものは、上記Cのような特殊な事例である。上記A：行政相談所に持参した資料や上記B：総務省のHPから送信した行政苦情110番メールは、相談対応票の添付資料にはならない。

#### イ 意見書2（諮問第127号）

利用停止の理由

当初の利用目的を達成したため。

北海道警察に保有個人情報開示請求し、保有個人情報利用停止請求をしてみた。特定年月日D付け特定文書番号B北海道警察本部長名で個人情報非利用停止決定通知書の送付があった。

「当初の利用目的を達成したため。」という理由で利用停止・消去しない決定の事例

特定年月日E 特定文書番号C	法務省民事局
特定年月日F 特定文書番号D	総務省大臣官房・行政管理局
特定年月日G 特定文書番号E	北海道管区行政評価局管理官室
特定年月日H 特定文書番号F	北海道管区行政評価局総務課
特定年月日I 特定文書番号G	北海道管区行政評価局首席行政相談官室

これは、北海道、法務省、総務省大臣官房・行政管理局、北海道管区行政評価局総務課・管理官室共通である。

特定年月日J付け特定文書番号H及びIは虚偽公文書作成罪になることが分かった。

#### ウ 意見書3（諮問第128号）

利用停止の理由

当初の利用目的を達成したため。

審査請求人が実際に送信した行政苦情110番メールの同様の文書「所定の様式に複写したもの」についても特定年月日A付け特定文書

番号A北海道管区行政評価局通知で「当初の利用目的を達成したため。」という理由で利用停止・消去している。

特定年月日J付け特定文書番号H及びIでねつ造した行政苦情110番メールを利用停止・消去したので、これを隠ぺいするため利用停止・消去したものである。

実際は、利用停止・消去できない。

特定職員Cは、特定文書番号H及びIを利用停止・消去したのは虚偽公文書作成罪である。また、別添のとおり、特定文書番号Aを利用停止・消去したのも虚偽公文書作成罪となる。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書1（諮問第126号）

##### （1）審査請求の経緯

平成30年3月8日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記（2）の保有個人情報について利用停止請求があった。これを受けて、処分庁は、同月27日付けで利用停止をしない旨の決定（原処分1）を行った。

本件審査請求は、原処分1を不服として、同年4月12日付けで諮問庁に対し行われたものである。

##### （2）利用停止請求の対象となった保有個人情報

本件利用停止請求の対象となった保有個人情報は、別紙の1（1）に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報1）である。

##### （3）審査請求の趣旨

平成30年3月8日付け保有個人情報利用停止請求書のとおり利用の停止をしてほしい。

##### （4）諮問庁の意見等

###### ア 諮問庁の意見

本件対象保有個人情報1は、審査請求人からの相談を受けた結果として適法に取得し、申出のあった相談についてその処理状況等を記録するという利用目的の達成に必要な範囲で保有しているものであり、当該利用目的以外の目的で利用又は提供している事実もない。

なお、審査請求人は、保有個人情報利用停止請求書において、行政相談が記録された文書が相談対応票の添付資料でない旨を北海道管区行政評価局の職員から説明を受けた旨説明しているが、総務省の行政相談では、メールにより相談を受け付けた場合の当該メール及び当該メールに添付された行政相談が記載された文書については、申し出られた相談内容等を正確に記録するため相談対応票の添付資料として漏れなく登録することとされており、相談対応票と一体で保管することとされている。

したがって、法 38 条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認められるとき」には該当しない。

#### イ 結論

以上のことから原処分 1 を維持することが適当である。

### 2 理由説明書 2（諮問第 127 号）

#### （1）審査請求の経緯

平成 30 年 3 月 8 日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記（2）の保有個人情報について利用停止請求があった。これを受けて、処分庁は、同月 27 日付けで利用停止をしない旨の決定（原処分 2）を行った。

本件審査請求は、原処分 2 を不服として、同年 4 月 12 日付けで諮問庁に対し行われたものである。

#### （2）利用停止請求の対象となった保有個人情報

本件利用停止請求の対象となった保有個人情報は、別紙の 1（2）に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報 2）である。

#### （3）審査請求の趣旨

平成 30 年 3 月 8 日付け保有個人情報利用停止請求書のとおり利用の停止をしてほしい。

#### （4）諮問庁の意見等

##### ア 諮問庁の意見

「本件対象保有個人情報 1」を「本件対象保有個人情報 2」とするほかは、上記 1（4）と同じ。

#### イ 結論

以上のことから原処分 2 を維持することが適当である。

### 3 理由説明書 3（諮問第 128 号）

#### （1）審査請求の経緯

平成 30 年 4 月 12 日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記（2）の保有個人情報について利用停止請求があった。これを受けて、処分庁は、同年 5 月 8 日付けで利用停止をしない旨の決定（原処分 3）を行った。

本件審査請求は、原処分 3 を不服として、同月 14 日付けで諮問庁に対し行われたものである。

#### （2）利用停止請求の対象となった保有個人情報

本件利用停止請求の対象となった保有個人情報は、別紙の 1（3）に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報 3）である。

#### （3）審査請求の趣旨

平成 30 年 4 月 12 日付け保有個人情報利用停止請求書のとおり利用

の停止をしてほしい。

#### (4) 諮問庁の意見等

##### ア 諮問庁の意見

本件対象保有個人情報3は、審査請求人からの相談を受けた結果として適法に取得し、申出のあった相談についてその処理状況等を記録するという利用目的の達成に必要な範囲で保有しているものであり、当該利用目的以外の目的で利用又は提供している事実もない。

なお、北海道管区行政評価局では、メールにより相談を受け付けた場合、相談内容を供覧することとしており、供覧後の当該文書は、相談を受け付けた際のメール及び当該メールに添付された行政相談が記載された文書とともに、申し出られた相談内容等を正確に記録するため相談対応票の添付資料として漏れなく登録することとしている。

したがって、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認められるとき」には該当しない。

##### イ 結論

以上のことから原処分3を維持することが適当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成30年7月9日 諮問の受理（諮問第126号ないし同第128号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書1ないし理由説明書3を収受（同上）
- ③ 同月23日 審査請求人から意見書1ないし意見書3及び各資料を収受（同上）
- ④ 同年9月10日 諮問第126号ないし同第128号の併合及び審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件各利用停止請求について

本件各利用停止請求は、本件対象保有個人情報の利用停止（消去）を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報は、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないと見て、利用不停止とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の利用停止を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

##### 2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、これ

を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定（利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有の禁止）に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定（目的外利用及び提供の制限）に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

そこで、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するか否かについて、以下、法36条1項1号の規定する各要件に則して検討する。

### 3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

#### (1) 適法な取得（法36条1項1号）との関係

ア 本件対象保有個人情報の取得の経緯について、諮問庁は、本件対象保有個人情報は、審査請求人からの相談を受けた結果として適法に取得したものである旨説明する。

イ 当審査会において、諮問書に添付された別紙の1に掲げる各文書（写し）の内容を確認したところによれば、本件対象保有個人情報は、審査請求人からの相談を受けた結果として適法に取得したものである旨の諮問庁の上記アの説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、本件対象保有個人情報は、北海道管区行政評価局において適法に取得したものと認められる。

#### (2) 保有の制限等（法3条2項）との関係

ア 法3条2項は、「行政機関は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定しているところ、本件対象保有個人情報の利用目的及び保有の状況について、諮問庁は、本件対象保有個人情報は申出のあった相談についてその処理状況等を記録するという利用目的の達成に必要な範囲内で保有している旨説明する。

イ 本件対象保有個人情報の取得の経緯に係る上記（1）イの認定判断を踏まえると、本件対象保有個人情報の取得後、申出のあった相談についてその処理状況等を記録するという利用目的の達成に必要な範囲内でのみ本件対象保有個人情報を保有している旨の諮問庁の上記アの説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められない。

(3) 利用及び提供の制限（法8条）との関係

ア 法8条1項は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とし、さらに、同条2項は、同条1項の規定にかかわらず、「行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる（各号略）」としている。

イ 本件対象保有個人情報の利用及び提供の状況について、諮問庁は、申出のあった相談についてその処理状況等を記録するという利用目的以外の目的のために利用又は提供した事実はない旨説明する。

ウ 本件対象保有個人情報の取得の経緯に係る上記（1）イの認定判断を踏まえると、本件対象保有個人情報の取得後、申出のあった相談についてその処理状況等を記録するという利用目的以外の目的のために本件対象保有個人情報を利用又は提供した事実はない旨の諮問庁の上記イの説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報を法8条1項の規定に違反して利用目的以外の目的のために利用し、又は提供しているとは認められず、もとより同条2項の規定に違反するものとも認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の各利用停止請求につき、利用不停止とした各決定については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙

### 1 本件対象保有個人情報記録された文書

#### (1) 諮問第126号

相談対応票（特定受付番号）に添付されている，特定年月日Kに北海道管区行政評価局が受信したインターネットによる行政相談のメールに添付された審査請求人からの行政相談が記載された文書

#### (2) 諮問第127号

相談対応票（特定受付番号）に添付されている，特定年月日Kに北海道管区行政評価局が受信した審査請求人からのインターネットによる行政相談のメール

#### (3) 諮問第128号

相談対応票（特定受付番号）に添付されている，審査請求人からの行政相談内容を供覧した文書

### 2 各保有個人情報訂正請求書の利用停止請求の趣旨及び理由

#### (1) 諮問第126号

##### ア 趣旨

第1号該当 消去

##### イ 理由

特定職員Aの説明では，相談対応票の添付資料でないから。

#### (2) 諮問第127号

##### ア 趣旨

上記（1）アと同じ。

##### イ 理由

当初の利用目的を達成したため。

#### (3) 諮問第128号

##### ア 趣旨

上記（1）アと同じ。

##### イ 理由

上記（2）イと同じ。